

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令案要綱

第一 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部改正

題名を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令」に改めるとともに、所要の規定の整理を行うこと。
(第一条関係)

第二 その他関係政令について所要の規定の整理を行うこと。
(第二条から第十一条まで関係)

第三 その他所要の経過措置を設けること。
(第十二条関係)

第四 附則

この政令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行すること。
(附則関係)